奨学のための給付金に係る提出書類等確認票

※学校へ提出する前に提出書類の確認をお願いいたします。

【受給要件】

□ 平成26年度以降に入学した生徒が、令和8年7月１日現在在学し、休学中ではない
（家計急変世帯の場合は、申請のあった月の翌月の1日現在）

□ 保護者等の居住地が沖縄県内である

□ 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）

□ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

□ 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満、又は生活保護受給世帯

【提出書類】

□ 共通

□ 高校生等奨学のための給付金受給申請書

□ 債権・債務者登録申出書

□ 振込先口座の通帳の写し
（銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの）

※以前に登録したことがあり、その後変更がない場合は省略可能

□ 生徒の国籍を確認できる書類
（日本国籍：戸籍抄本又は戸籍謄本、外国籍：在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し）

□ 生活保護受給世帯

□ 生活保護法の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
（生活保護証明書で生徒本人が生業扶助を受けているか確認できる場合は、生活保護証明書でも可）
※証明書の発行日が7月１日以降であり、受給開始日の記載があること

□ 所得割額182,500円未満世帯

□ 世帯の課税状況を確認できる書類（令和8年度全項目所得課税証明書）

□ 家計急変世帯

□ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等　破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

□ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
（全項目が記載されている）所得課税証明書の写し（家計急変前）
会社作成の給与明細書、直近の給与明細書（家計急変後）
給与・所得見込証明書（家計急変後）
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類（家計急変後）

□ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養誓約書（様式3）、扶養親族分の資格確認書の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）のいずれか

＊ 該当者のみ

□委任状（様式6）

□ 高等学校等の長が保護者等に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該保護者等が授業料以外に負担する教育費に充てることを、当該高等学校等の長に委任する場合のみ提出